

愛知県後期高齢者医療広域連合
次期電算処理システム
機器等賃貸借 仕様書

令和5年11月

愛知県後期高齢者医療広域連合

- 目 次 -

1 概要	P 1
2 調達内容	P 1
2. 1 調達内容の概要	P 1
2. 2 調達条件	P 1
2. 3 調達範囲	P 1
3 調達する機器構成要件	P 2
3. 1 調達の前提	P 2
3. 2 ハードウェア	P 2
3. 3 ソフトウェア	P 3
3. 4 ネットワーク	P 3
4 保守に関する要件	P 4
4. 1 保守期間	P 4
4. 2 保守条件	P 4
5 搬入及び撤去に関する要件	P 4
5. 1 契約期間	P 4
5. 2 借入期間	P 4
6 責任の所在	P 4
7 その他	P 4

付録A ハードウェア構成、ハードウェア保守について

付録B ソフトウェア、ソフトウェア保守について

付録C ネットワーク機器、ネットワーク機器保守について

付録D 端末について

1 概要

本書は、令和5～6年度に更改を予定している「後期高齢者医療 広域連合次期電算処理システム」について、調達するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器及び各種関連機器の要求仕様に関してまとめたものである。

2 調達内容

2. 1 調達内容の概要

(社)国民健康保険中央会の令和5年10月2日付公開文書「後期高齢者医療 広域連合電算処理システム仕様書(構成編)」に基づいてシステム整備を行うに当たり、愛知県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)内で必要となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器及び各種関連機器の一式を調達する。

2. 2 調達条件

- (1) 契約期間(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
契約締結日から令和11年1月31日までとする。
- (2) 借入期間
令和6年2月1日から令和11年1月31日までの60ヶ月とする。
- (3) 搬入
令和6年1月31日までにハードウェア、ネットワーク機器を搬入すること。
- (4) 再リース
令和11年2月1日以降の再リースを可能とすること。

2. 3 調達範囲

本仕様書における調達範囲は下記のとおりである。

- (1) 3項「調達する機器構成要件」に記載する構成品の納入。
- (2) 4項「保守に関する要件」に記載する調達品の保守。
- (3) 5項「搬入及び廃棄に関する要件」による調達品の搬入と廃棄。

3 調達する機器構成要件

3. 1 調達の前提

- (1) ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク製品については、賃貸人が広域連合に貸借予定の機器明細書一覧を提出し、承認を受けた後、賃貸借契約を締結し、調達する。
- (2) 調達物品は中古品であってはならない。

3. 2 ハードウェア

広域連合内に導入するハードウェアの一覧を「表 3-1 広域連合に導入するハードウェア一覧」に示す。

表 3-1 広域連合に導入するハードウェア一覧

No.	機器名称	台数	詳細構成
1	AD サーバ	2 台	付録Aを参照すること
2	二要素認証サーバ	2 台	付録Aを参照すること
3	運用サービスサーバ	1 台	付録Aを参照すること
4	端末（ノート型）	7 台	付録Dを参照すること
5	その他物品	一式	付録Aを参照すること

3. 3 ソフトウェア

広域連合内に導入するソフトウェアの一覧を「表 3-2 各サーバおよび端末に必要なソフトウェア構成」に示す。

表 3-2 各ソフトウェアの詳細

No.	機器名称	詳細構成
1	本番 Web サーバ	付録Bを参照すること
2	本番 AP サーバ	付録Bを参照すること
3	本番帳票サーバ	付録Bを参照すること
4	運用管理サーバ	付録Bを参照すること
5	検証 Web サーバ	付録Bを参照すること
6	検証 AP サーバ	付録Bを参照すること
7	検証帳票サーバ	付録Bを参照すること
8	ポータルサーバ	付録Bを参照すること
9	AKISS-AP サーバ	付録Bを参照すること
10	外付け AP サーバ	付録Bを参照すること
11	外字管理 (Web サーバ)	付録Bを参照すること
12	運用サービスサーバ	付録Bを参照すること
13	端末 (ノート型)	付録Dを参照すること

3. 4 ネットワーク

ネットワーク機器一覧を表 3-3 に示す。

表 3-3 ネットワーク機器一覧

No.	機器名称	台数	詳細構成
1	ファイアウォール	2台	付録Cを参照すること
2	L3 スイッチ	2台	付録Cを参照すること
3	L2 スイッチ	6台	付録Cを参照すること

4 保守に関する要件

4. 1 保守期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日までの調達品の保守。

令和11年2月1日以降の保守は別途調達とする。

4. 2 保守条件

保守内容については付録A、付録B、付録C、付録Dを参照すること。

なお消耗品は保守対象外とする。

5 搬入及び廃棄に関する要件

5. 1 機器の搬入

機器の搬入場所については、別途広域連合より指定する。

5. 2 機器の廃棄

賃貸借物件の賃貸借期間満了後の廃棄（ハードディスクにおいてはデータ消去）を行い証明書を提出すること。また、それらに要する費用は賃貸人の負担とする。

※撤去および、撤去品運搬の費用については本賃貸借に含めない。

6 責任の所在

本調達に係る次期システムの稼働及びその保障については、物品の製造者の如何に関わらず、賃貸人が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等によって担保していること。詳細については、契約書に記載する。

機器について、賃貸人の費用で動産総合保険を負担し、賃貸人は、動産総合保険で補償された損害に対しては、広域連合に請求できないこと。

7 その他

その他の事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 納入するすべての物品について取扱説明書を添付すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項および本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、広域連合と賃貸人が協議して別に定める。